

CSDDD

サプライチェーン・デュー・ディリジェンス

EUコーポレート・サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令があなたのビジネス
に意味すること

ESGおよびサステナビリティチーム向けガイド

コーポレート・サステナビリティ・ガイドシリーズ

1. CSDDDとは何か？

コーポレート・サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令（CSDDD、CS3Dとも呼ばれる）は、大企業に対し、自社の事業およびバリューチェーン全体における人権および環境への悪影響を特定・防止・軽減・説明することを義務付けるEU法です。

2024年にEUが採択したこの指令は、任意のESGコミットメントから、財政的罰則や民事責任を含む実質的な執行結果を伴う法的拘束力のある義務への大きな転換を意味します。

中核的義務

対象企業は、自社の事業だけでなく、サプライヤー、サブサプライヤー、下流のビジネスパートナーを含む活動の連鎖全体にわたって、人権および環境のデュー・ディリジェンスを実施しなければなりません。

2. 誰が対象か？

CSDDDは企業規模に基づいて段階的に適用されます。EUの企業も、EUで事業を行う非EU企業も対象となります。

フェーズ	企業規模	適用日	備考
フェーズ 1	従業員5,000人超 + 売上高15億ユーロ超	2027年	最大規模の企業から適用
フェーズ 2	従業員3,000人超 + 売上高9億ユーロ超	2028年	中大規模企業
フェーズ 3	従業員1,000人超 + 売上高4億5千万ユーロ超	2029年	すべての大企業

非EU企業は、従業員数に関わらず、EUでの純売上高が4億5千万ユーロを超える場合（フェーズ3の基準に相当）に対象となります。

3. デュー・ディリジェンスとは実際どういう意味か？

CSDDDは、ビジネスと人権に関する国連指導原則（UNGPs）およびOECDガイドラインに基づき、6段階のデュー・ディリジェンスプロセスを定めています。

ステップ	義務	内容
1	方針への統合	人権および環境への影響を対象としたデュー・ディリジェンス方針を採択し、毎年更新し、ステークホルダーを関与させる
2	影響の特定	バリューチェーンを把握し、悪影響が発生する可能性が最も高い箇所を評価し、深刻度と可能性に基づいて優先順位をつける
3	防止と軽減	潜在的な影響を防止し、実際の影響を最小化するための適切な措置を、契約、能力構築、監査を通じて講じる
4	救済	影響を受けるステークホルダーがアクセス可能な苦情・救済メカニズムを構築し、正当な苦情に対処する
5	ステークホルダーの関与	プロセス全体を通じて、影響を受けるコミュニティ、労働者、権利保有者、市民社会と実質的な協議を行う
6	報告	デュー・ディリジェンス活動を年次で公開開示する。CSRDサステナビリティ報告書の要件と直接リンクする

4. 「悪影響」の範囲

CSDDDは2つのカテゴリーの悪影響を対象としています。

人権への影響

国際的に認められた人権文書を参照して定義されており、以下が含まれます。

- 強制労働、児童労働、現代奴隷
- 結社の自由と団体交渉
- 安全で健全な労働条件
- 差別と平等待遇
- 先住民族の権利
- プライバシーとデータ保護

環境への影響

国際的な環境基準を参照して定義された、測定可能な環境悪化をもたらすものを含みます。

- 気候変動につながる温室効果ガス排出（ネットゼロと連動）
- 生物多様性の喪失と生態系の劣化
- 大気、水、土壌の汚染
- 有害廃棄物および化学物質の使用
- 森林破壊と土地転換

「活動の連鎖」—どこまで及ぶか？

上流と下流

上流：製品やサービスの製造に使用される原材料・投入物の設計、採掘、調達、製造、輸送（サブサプライヤーを含む）。

下流：完成品の流通、輸送、保管、廃棄物管理。消費者による最終使用は含まない（スコープ3カテ.11とは異なる）。

5. 執行と責任

これがCSDDDを任意のフレームワークと根本的に異なるものに行っている点です。執行メカニズムは2つあります。

行政上の罰則

財政的罰則

加盟国は、違反に対して会社のグローバル純売上高の最大5%の罰則を課さなければなりません。罰則は公開開示されるため、財政的リスクに加え重大な評判リスクをもたらします。

民事責任

初めてEU法が民事責任メカニズムを創設します。企業は、適切なデュー・ディリジェンスを実施しなかったことによる損害について、影響を受けた個人やコミュニティから訴訟を起こされる可能性があります。労働組合やNGOも代表訴訟を提起できます。

6. CSDDDと他のフレームワークとの関連

フレームワーク	CSDDDとの関係	必要なアクション
CSRD / ESRS S2	CSRDはデュー・ディリジェンス活動の開示を要求し、CSDDDはその活動の内容を定義する	CSDDDプロセスをCSRDサステナビリティ報告書と整合させる
EUタクソノミー	タクソノミーのDNSH基準には社会・ガバナンスのセーフガードが含まれる	デュー・ディリジェンスがタクソノミー整合活動を対象とするようにする
強制労働規則	強制労働によって製造された製品の輸入を禁止する別個のEU規則	CSDDDプロセスがコンプライアンスの根拠となる
ドイツのLkSG	ドイツのサプライチェーン法（2023年施行）は先行法であり、概ね類似した要件を持つ	LkSGにすでに準拠している場合、CSDDDへの対応は管理可能

はじめに

まず最低限ティア2までバリューチェーンをマッピングすることから始めましょう。ほとんどの企業は直接サプライヤーを把握していますが、その先の可視性は限られています。次に、セクター、地域、商品を用いたリスクベースの優先順位付けを行い、悪影響が最も発生しや

すい箇所にデュー・ディリジェンスの取り組みを集中させましょう。今から、これをサプライヤー契約とオンボーディングに組み込みましょう。